

○総務省告示第八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第一項第三号一（一の表周波数の欄中「九二〇・四MHz」を「九二八MHz」に改め、第七項第三号の表周波数の欄中「七五・五一七五MHz」を「七五・五一二五MHz」に改め、第十項第二号（ウ中「二〇〇kHz」を「四〇〇kHz」に改め、第十三項の表空中線電力の欄中「〇・〇一ワット以下」を「〇・〇二ワット以下」に改め、第十四項の表を次のように改める。

周波数	空中線電力	備考
一四二・九四MHz	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
一四二・九五MHz		
一四二・九六MHz		
一四二・九七MHz		
一四二・九八MHz		